

## 聖隷ヘルパーステーション横須賀 重要事項説明書

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）サービスの提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1、事業者

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中央区元城町218番地26
代表者氏名	理事長 青木善治
電話番号・FAX	電話 053(413)3300 FAX 053(413)3314

### 2、事業所の概要

事業所の種類	介護予防・日常生活支援総合事業 第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当）
事業所の名称	聖隷ヘルパーステーション横須賀
所在地	〒238-0313 神奈川県横須賀市武三丁目39番1号
開設年月日	平成12年8月1日
電話番号・FAX	電話 046(855)0873 FAX 046(857)8768
管理者氏名	所長 村上理恵
介護保険事業者番号	1471900991
指定年月日	平成18年4月1日
サービス提供する通常の実施地域	横須賀市
併設サービス事業所	介護老人福祉施設横須賀愛光園・介護老人福祉施設横須賀愛光園ユニット型・横須賀愛光園短期入所事業・横須賀愛光園デイサービスセンター・西第二地域包括支援センター・聖隷ケアプランセンター横須賀・聖隷訪問看護ステーション横須賀・聖隷看護小規模多機能横須賀

### 3、営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	月曜日から金曜日〔祝日を除く〕 午前8時30分から午後5時 ただし、12月29日から1月3日までを除く
サービス提供時間	月曜日から日曜日 午前8時30分から午後5時 (上記以外の時間は、ご相談に応じます)

### 4、職員の概要（主に従事たる職員）

職 種
管 理 者（介護福祉士） （村上理恵）
介護福祉士 12 人 実務者研修修了者 1 人、初任者研修修了者 10 人

### 5、ヘルパーステーションの概要

#### 1) 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、できる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

#### 2) 運営方針

要支援状態にある高齢者に対し適正な第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）を提供します。

#### 3) 第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）の内容

##### （1）提供するサービス

自立した日常生活を営むことができるよう、自力で困難な家事（調理・掃除・買い物・洗濯）等を介護予防訪問介護計画書に従い、サービスを提供します。

※サービスの提供に用いる器具類については、安全・衛生に常に注意を払い、使用します。

##### （2）第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）として適当でないサービス

①商品の販売や農作業等の生業の援助的な行為

②直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

- ③日常的に行われる家事の範囲を超える行為
- ④医療行為
- ⑤ご本人不在時のサービス提供

#### 4) 記録

サービス計画に従ったサービスの実施状況及び評価を記録します。

#### 5) 介護予防サービス・支援計画書等の変更の援助

サービスの実施状況を地域包括支援センター等に報告する等の連絡やサービスの調整に努めます。

#### 6) 他事業所との連携

いくつかの事業所よりサービスを受けている場合は、必要に応じて連絡を取りながらサービスの提供をいたします。

#### 7) ホームヘルパーの変更について

ホームヘルパーの変更を申し出ることができます。これを拒む正当な理由が無い限り事業所は変更に応じます。

#### 8) 緊急時の対応について

事業所は緊急時の対応について、あらかじめ利用者又はその家族の意向を確認しておくものとします。事業所の従業者は、介護予防訪問介護の提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、利用者又は身元引受人に同意の上、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な処置を講じます。

## 6、 利用料金

別紙①に定めます。

## 7、苦情申し立て

申し立て先	内容 別紙約款10条の内容に関する事。
	受付時間：平日午前8時30分から午後5時 聖隷ヘルパーステーション横須賀 電話 046(855)0873 管理者 所長 村上理恵

### \* その他の申し立て先 \*

- ・横須賀市福祉部高齢福祉課地域力推進係

電話 046(822)9804 8時30分～17時15分

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

- ・神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係

電話 045(329)3447

## 8、第三者評価

実施無し

## 9、衛生管理

- 1) 第1号訪問事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2) 第1号訪問事業対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

## 10、従業員の研修

事業所は、訪問介護員等の質的向上を図る為、職場内研修と職場外研修の機会を用意する。

## 11、秘密の保持

- 1) 従業者は業務上知り得た利用者又は身元引受人の秘密を保持する
- 2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は身元引受人の秘密を保持させるため

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とする。

- 3) 事業所は、指定訪問介護に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から5年間保存するものとする。
- 4) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人聖隷福祉事業団と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

## 12、身元引受人

身元引受人をご指定下さい。身元引受人の主な責任は以下の通りです。

尚、身元引受人は、民法（債権人）に定める連帯保証人としての責務を負います。

### ①重要事項説明書の各条項のほか、以下の各項目に従い債務を保証

- 1) 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。
- 2) 前項の連帯保証人の負担は、極度 60 万円を限度とする。
- 3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

### ②面談、その他のご利用者に関して必要と思われる事項

※身元引受人が役割を果たせなくなった場合には、あらたな身元引受人を立てていただきます。

## 13、利用者の留意点

### 1) 訪問スケジュールの変更について

利用者の都合で予定されたサービスを変更する場合は、できるだけ早めにご連絡下さい。状況によっては、ご希望に応じることができない場合があります。

### 2) キャンセル料について

当日キャンセル 1回 当日の利用料金（自己負担相当額）

\* 月末利用料算定時に計算（別紙利用料金表参照）



## 横須賀市 利用料金表（利用者負担額）

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）		単位数 （月・回）	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
訪問型独自サービス11	要支援1 要支援2 事業対象者	1,176/月	1,275円	2,550円	3,825円
訪問型独自サービス12	要支援1 要支援2 事業対象者	2,349/月	2,547円	5,093円	7,639円
訪問型独自サービス13	要支援2 事業対象者	3,727/月	4,040円	8,080円	12,120円
<p>【利用者負担算出方法】</p> <p>地域単価（10,84）×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）</p> <p>1割の場合：〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）</p> <p>2割の場合：〇〇円－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）</p> <p>3割の場合：〇〇円－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）</p>					

訪問型独自サービス21	要支援1 要支援2 事業対象者	週1回程度の場合は月4回まで、週2回程度の場合は8回まで、週2回を超える程度の場合は12回まで287単位
-------------	-----------------------	--

キャンセル料	利用者負担（1割）／1回	利用者負担（2割）／1回	利用者負担（3割）／1回
訪問型独自サービス11	訪問回数5回以上／ 1,275円を実績回数で除した金額	訪問回数5回以上／ 2,550円を実績回数で除した金額	訪問回数5回以上／ 3,825円を実績回数で除した金額
訪問型独自サービス12	訪問回数9回以上／ 2,547円を実績回数で除した金額	訪問回数9回以上／ 5,093円を実績回数で除した金額	訪問回数9回以上／ 7,639円を実績回数で除した金額
訪問型独自サービス13	訪問回数13回以上／ 4,040円を実績回数で除した金額	訪問回数13回以上／ 8,080円を実績回数で除した金額	訪問回数13回以上／ 12,120円を実績回数で除した金額

※地域単価は事業所の所在地に基づき、横須賀市「4級地」10.84円です。

※訪問型サービス初回加算 200単位/月（2,168円/月）

[1割 217円 2割 434円 3割 651円]

新規に介護予防訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）を行った場合、又は他の訪問介護員等が第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）を行う際に同行訪問した場合

※介護職員等処遇改善加（I）

総単位数の24.5%に相当する単位数が加算されます。

※訪問型サービス生活機能向上加算（I）

100単位/月（1,084円/月）[1割 109円 2割 217円 3割 326円]

指定介護予防リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、指定介護予防訪問リハビリテーションを行なった際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と共同して行なったアセスメント結果に基づき介護予防訪問介護計画を作成し、連携して計画に基づくサービス提供を行なっている場合。

（1）当事業所の第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）の提供に際し負担する利用料金は、横須賀市訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）事業実施要領が定める基準によるものとし、当該第1号訪問事業が代理受領サービスであるときは、負担割合証に応じた基本利用料の額です

（2）交通費について

当事業所の通常のサービス実施地域以外にお住まいの方は、交通費は実費で頂きます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を頂きます。

通常のサービス実施地域を越えた地点から、

利用者宅までの往復距離数×55円（税込み）/km

(3) その他の費用について

- ①第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）を提供するにあたって、利用者宅で利用する水道、ガス、電気等の費用は負担して頂きます。
- ②タクシーやバス等で一緒に出掛ける場合は、ヘルパーの交通費は利用者の負担となります。
- ③介護に関することで事務所への連絡が必要となった場合は、利用者宅の電話をお借りすることがあります。

(附則) 平成28年1月1日施行

平成29年1月1日改訂（料金改定）

平成29年4月1日改訂（処遇改善加算改定）

令和元年10月1日改定（消費税の引き上げに伴う報酬改定（単位改定））

令和3年4月1日改定（報酬改定・消費税税込み表記）

令和4年10月1日改定（介護職員等ベースアップ等支援加算）

令和6年4月1日改定（報酬改定）

令和6年6月1日改定（介護職員等処遇改善加）